

## 「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会 第4回議事要旨

日 時：平成26年12月12日（金）午後3時～

場 所：市役所地下1階 第11 共通会議室

馬場課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、大阪市人権施策推進審議会 第4回「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は4回目の方策検討部会ですので、出席者のご紹介は省略させていただきます。

では、議事に入ってまいります。進行につきまして、川崎部会長にお願いしたいと存じます。川崎部会長、よろしくお願ひいたします。

川崎部会長 部会長の川崎でございます。本日の議題については、（1）関係団体へのヒアリングについて （2）「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）について、いずれも非公開の取扱といたします。

なお、本日の方策検討部会の進行も、私が行いたいと思いますので、円滑な議事の進行にご協力よろしくお願ひいたします。

まず、資料等について事務局から説明してください。

馬場課長 本日の資料等について案内いたします。お手元に、「第4回「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会次第」、「方策検討部会名簿」、「配席図」をお配りしております。議事資料につきましては、「資料一覧」のとおり、お配りしておりますので、その都度ご確認ください。

川崎部会長 それでは、次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。本日の議題（1）関係団体へのヒアリングを行いたいと思います。まず、資料1の「本部会におけるヒアリング等の今後の取扱について（確認事項）平成26年11月14日 第3回方策検討部会」ならびに、資料2『「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会第3回議事要旨抜粋』を確認いたします。

事務局より資料1並びに資料2にもとづき確認事項とヒアリングの要旨について報告をお願いいたします。

馬場課長 では、資料1並びに資料2に基づき確認事項とヒアリング要旨のご報告をいたします。

【 資料1並びに資料2を報告 】

川崎部会長 それでは、以降については、非公開といたします。

馬場課長 それでは、報道関係者の皆様につきましては、恐れ入りますがご退席をお願いいたします。なお、これまでどおり、会議終了後に、事務局から会議内容について午後5時30分よりこちらの会議室でブリーフィングを行います。

【 報道関係者 退席 】

<以下議題に係る意見等の要約>

議題（1）関係団体へのヒアリングについて

<団体からのヒアリング内容は次のとおり>

検討部会委員から、「先日確定した京都朝鮮学校の裁判にかかる判決でも、その時の発言については、ヘイトスピーチである、人種差別であるとされた発言についてどのように考えるか」との質問をしたところ、在日特権を許さない市民の会（以下、在特会）からは、「全ての発言について、適切であると言うつもりはない。こうした活動をしてきたのは、公園の不法占拠をやめてもらうという公益目的であった。そこが認めてもらえなかったのは不服である。問題となっている発言というのは、発言の時間と文字数をカウントしたところ、全体の6～8%程度である。発言の一部が切り取られている」との説明があった。

その後、在特会から「在日の方だけではなく、日本人もいろいろなところで迫害を受けている。朝鮮人の強制連行の碑が建てられているが、調べたところその根拠はない。にもかかわらず、それを見せられることによって、日本の子どもたちが尊厳を傷つけられている。こうしたことで日本人がヘイトスピーチを受けている」また、「人種差別的な発言、不穏当な発言については、やめていかなければならないと思っている。」との発言があった。

議題（2）「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）について

本制度が対象とする者等の範囲について、市内在住者に限定するのか。市外在住者も対象となるのか。あるいは、ヘイトスピーチが行われた場所を大阪市内に限定するのか市外まで広げるのかが検討され、結論として、属地主義として、大阪市内で行われたヘイトスピーチを対象とすることが基本的な考え方であるということになった。

また、訴訟費用の支援は、市内在住者に対象者を限定する。ただし、市外在住者も市内で行われたヘイトスピーチを伝えることはできるが、訴訟費用の支援については対象外とする。

すなわち、市内在住者かつ市内で行われたヘイトスピーチであれば訴訟費用の支援も含む措置を受けることができる。市外在住者については、市内で行われたヘイトスピーチについて、訴訟費用の支援以外の措置を受けることができるとの考え方に整理をすればどうかとの意見が出された。

措置の公表について、この間、示されてきた懸念として、単にヘイトスピーチの内容を公表するのでは、差別の拡散になるだけで抑止効果は望めないし、発言表現者名を公表しても制裁的な効果は得られないとの考えから、効果的な公表として、大阪市として、日時、場所を特定し、ヘイトスピーチを認定して、例えば、主催者団体に対して発言の改善勧告を行い、その措置をとったことを大阪法務局へ人種侵害として通知する。そして、そのことについて、公表として大阪市がプレス発表する。との議論が行われた。

訴訟費用等支援に関する政策的合理性について、具体的な損害の有無ではなく差別意識の拡大を抑止する観点から支援を行う必要性がある、という理由づけは理解できるが、そのことをもって、訴訟費用を給付とするところまでの合理性を説明するのは、訴訟リスクの懸念もあり難しいとの意見があった。

訴訟費用の負担について、他都市の例からしても、貸与とするのが適当との考え方がある一方で、他都市のいずれの例もこれまで利用実績がないことから、司法の判断に委ねることへのインセンティブとなるよう何らかの形で給付することも検討するべきではないかとの問いかけに対して、最初から給付とするのは難しい。貸与の原則の中で、ヘイトスピーチに関して司法判決を引き出せたものは免除とするとして組み立てるのであれば法的にも説明が可能であろうとの意見が出た。

訴訟費用支援以外の方策について、インターネットサイト管理者への措置要求や訴訟提起に必要な情報の収集に要する費用も可能であれば支援の対象にして良いのではないかとの意見が出たが、金額が少額であると考えられ、わざわざ借りる人がいるのか疑問だとの意見も出され、今後詳細について検討を深めることとなった。

大阪市が原告となって直接訴訟を提起することは考えられないかという問いかけについては、原発訴訟の関係で、他都市で国を訴えている事例を示して、検討が行われたが、ヘイトスピーチに関して、大阪市として、どんな損害を受けたのかという理屈だてが難しい。例えば、ヘイトスピーチによって大阪市の評価が下がったことが損害だと言うとしても無理があるのではないか。との意見が出され、大阪市が訴訟することについては否定的な意見が多く出された。

審査委員会へのヘイトスピーチを行った側からの協力が得られないのではとの懸念が示されているが、原則書面で有れば協力が可能なのではないか。また、どうしても協力が得られず情報が集まらなければ判断できないこともやむを得ない。との意見が出た。

次回12月26日の検討部会では、中間とりまとめに向けて、これまでの議論を取りまとめ、詳細の確認をすることとして終了した。